神戸市外国語大学研究科会議規則

2023年4月1日 規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市外国語大学大学院学則(2007年4月学則第2号)第7条第2項の規定に基づき、研究科会議に必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 研究科会議は、研究科担当の教授、准教授、専任講師及び助教をもって構成する。
- 2 研究科会議は、必要により、前項に規定する構成員(以下「構成員」という。)のほか、 職員等を出席させることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(招集)

第3条 研究科会議は、研究科長が必要と認めたとき、又は構成員5名以上の要求があったときに研究科長が招集する。

(議長)

- 第4条 研究科会議に議長を置き、研究科長をもって充てる。
- 2 研究科長は、研究科会議を主宰する。
- 3 研究科長に事故があるとき又は研究科長が欠けたときは、構成員のうちから、あらか じめ研究科長の指名する者が、その職務を代行する。

(審議事項)

- 第5条 研究科会議は、学長が決定する次に掲げる大学院に関する事項について審議を行い、意見を提出しなければならない。
 - (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位(修士号及び博士号)の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、大学院の教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 研究科会議は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議を行い、意見を提出することができる。
- 3 前項の規定において、学長が意見を求めるときは、学長は研究科会議に出席し、当該 議案について説明しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に掲げる事項については、研究科会議の定めるところにより、必要に応じ、委員会等を設け、調査審議させることができる。

(議案)

第6条 研究科会議において審議すべき議案は、研究科長又は部会・委員会の長が立案する。

- 2 研究科会議構成員は、議案を提出することができる。
- 3 前項の議案は会議の3日前に研究科長に申し出なければならない。ただし、緊急を要するときはこの限りでない。
- 第7条 研究科会議において審議すべき議案は予め研究科長がこれを全構成員に通達しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときはこの限りでない。
- 2 緊急に審議を要する事項があるときは、研究科長は臨時に議案を提出することができる。

(会議)

- 第8条 研究科会議は、構成員(次の各号に掲げる者を除く。)の過半数の出席によって成立する。
 - (1) 出張又は研修中の者
 - (2) 病気療養(30日以上) 中の者
 - (3) 産前・産後休暇中の者
 - (4) 休職中の者
 - (5) 育児休業(部分休業を除く。) 及び介護休業(部分休業を除く。) 中の者
- 2 研究科会議の議事は出席者の過半数で決定する。議長は、議決に加わることができないが、可否同数のときは議長が決定する。
- 3 研究科会議出席者の身上に関する事項を審議するときは、議長はその者の退席を求めることができる。
- 4 前項の事項を決定するときは、その者は議決に加わることができない。
- 第9条 投票により議決するときは無記名をもって行う。
- 2 議長が必要と認めたときは記名投票を行うことができる。

(構成員以外の者の出席)

第10条 議長が必要と認めたときは、研究科会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又 は意見を聴くことができる。

(会議録)

- 第11条 研究科会議は、会議録を作成する。
- 2 会議録は研究科長が保管し、研究科会議構成員の要求があるときは、その閲覧に供しなければならない。

(庶務)

第12条 研究科会議に関する庶務は、研究所グループにおいて行う。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究科会議の運営に関して必要な事項が生じたと きは、研究科会議がこれを定める。

附則

1 この規則は、2023年4月1日から施行する。

2 神戸市外国語大学研究科会議規程(2007年4月規程第41号)は、廃止する。